

議案第 9 号

木古内町簡易水道事業条例の一部を改正する条例制定について

木古内町簡易水道事業条例の一部を改正する条例（昭和 46 年条例第 23 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 11 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町簡易水道事業条例の一部を改正する条例

木古内町簡易水道事業条例（昭和46年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定をした者」の次に「（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）」を加える。

第31条第1項中「指定を受けようとする者」の次に「、または法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をする者」を加える。

第34条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。